

3) 助産師教育について

(1) 卒業時の実践能力について

- 産科医師不足が指摘される中、助産師の役割に期待する声はますます高まっている。助産師には妊娠の診断から分べん介助、産じょく期のケア、新生児のケアまで自立して行う能力が求められる。しかしながら、学生は卒業時、「妊娠経過の診断」や「分べん進行に伴う母児の異常発生予防と早期発見」、「母乳育児支援」などの知識や技術を十分には習得できていないことから（全国助産師教育協議会「大学・短期大学専攻科・専門学校における助産師教育の実態調査報告」2003年）、実践能力を高めることが課題であるとの指摘がある。
- 学生が卒業時に十分な助産技術を習得できない原因として、助産学実習では正常分べんの介助を10例程度行う必要があるが、年々、出生数が減少していることから、正常分べん10例を確保することが難しい状況がある。また、妊産婦が安全で安心な分べんができることが一層重要となってきたことや妊産婦の意識の変化から、分べん介助実習への同意が得られにくくなってきていることも、正常分べんの介助10例を確保することを難しくしている要因である。
- 分べん介助回数の確保のためには実習施設の拡大や、例えば24時間体制とするなど、十分な実習ができる環境整備が必要であるが、教員の人数が限られていること、さらに実習施設側の実習指導者が不足していることも、十分に助産技術を習得することが難しい原因の一つである。
- また、助産学実習では妊娠期から分べん、産じょく1ヶ月までの継続ケアを同一事例で実施する実習が望ましいが、現行の実習環境、指導体制ではそれらの実習を行うことは困難な状況がある。
- 一方、学生が卒業時に必要な技術が身につけていない原因として、卒業時までには習得すべき技術の内容と到達度が明確にされてこなかったことが指摘されている。新卒助産師が就業後に安全な分べん介助を行うことができるように、看護基礎教育で学ぶべき知識と技術、到達目標を明確にすることが求められている。

(2) 新たな役割に対応できる助産師教育について

- 助産師には思春期や更年期の指導やケア等、生涯にわたる性と生殖に関する健康支援の役割も期待されていることから、これらについての教育内容の検討が必要である。

4) 全般について

- 平成 18 年の医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 18 年 6 月 13 日参議院厚生労働委員会）では、「医療の現場において看護師の果たす重要な役割にかんがみ、大学教育の拡大など教育期間の延長を含めた看護基礎教育の在り方について検討すること」とされている。
- これを踏まえ、以上に指摘したような様々な課題を解決していく上で不可欠な看護基礎教育の見直しを行う必要がある、まずは教育内容と学生の卒業時の到達度（看護基礎教育で最低保障する能力）について、現行制度の枠にとらわれずに議論する必要がある。その際には、新卒看護職員にどの程度の能力が必要か、という視点からの検討が必要であるが、現行の3年間あるいは6月の課程の中で対応可能か、教育期間を延長する必要があるのかについて検討する必要があるとともに、延長によってどのような問題を解決できるのか、その実効性についても検討する必要がある。また、看護師が不足しているという指摘もあり、教育期間の延長については看護職員の供給数に影響を与える可能性があるため、医療政策全体の視点からも慎重に議論していく必要がある。
- 看護師、保健師、助産師それぞれの教育の位置づけについては、現行法では基本的には看護師の基礎教育を基盤として、その上に保健師教育や助産師教育を積み重ねる構造になっている。今後、それぞれの教育を充実するという観点から、看護師教育修了後に保健師教育や助産師教育を実施する、又は看護師教育と保健師教育、助産師教育を併せて実施すること等についても検討する必要がある。

2. 看護基礎教育における課題への対応

- 前述の「1. 看護基礎教育の現状と課題」で指摘した課題に対する具体的な対応として検討する内容は、例えば以下のようなものが考えられる。

1) 看護師教育について

- 学生の看護実践能力を高めるため、卒後、医療施設で早期に求められる看護技術を明確にし、それらに対応できるための知識や技術の基盤を形成する観点も踏まえ、卒業時に習得すべき看護技術項目とその到達目標を明確にする。
- 臨地実習では、患者を対象に日常生活の援助技術を十分に経験できるようにする。また、与薬や注射、医療機器の取扱い、モニタリング等については、基盤となる臨床薬理や安全管理などの知識・技術を確実に習得し、学内演習を実施するとともに、臨地実習でも可能な範囲で体験する。また、急性期病院や地域・在宅など多様なケア提供の場で適切な看護判断をするための基盤となるフィジカルアセスメントの能力も強化する。
- 学生が習得すべき看護技術について、臨地実習で必要な経験ができるようにするために、実習指導にあたる教員や臨床現場の実習指導者が、調整や指導を行うための十分な時間と人員を確保する等、実習指導体制の強化を図る。
- 生活習慣病の予防、終末期ケアなど、新たな健康課題に対応するための教育内容や、豊かな人間性や人権を尊重し、人間を深く理解する意識を涵養する教養、コミュニケーション技術、職業に必要な倫理観や責任感を育成していくため看護倫理等の教育内容を充実させる。

2) 保健師教育について

- 保健師に求められる知識・技術について、卒業時の到達目標を明確にする。
- 生活習慣病対策として保健指導が重要となるため、対象者の行動変容を促すための知識・技術を確実に習得できる教育を行う。
- 集団や地域への支援機能を強化するために地域の実情や社会の状態を把握する能力、保健事業の企画・調整能力、社会資源を活用する能力、保健サービスの質を保証するマネジメント能力等に関する教育内容、さらに地域の健康開発・変革等を行うことができるための教育内容を充実させる。
- 保健指導等の基本的な技術については臨地実習で体験するべきであり、学生が

卒業時に求められる知識・技術を確実に習得できるように必要な実習時間数や指導体制を確保する。また、保健所や市町村保健センター、学校、事業所、医療・福祉施設など多様な場で効果的かつ効率的な臨地実習を行う。

3) 助産師教育について

- 助産師に求められる知識・技術について、卒業時の到達目標を明確にする。
- 助産学実習の時間数を増やし、妊娠期から分べん・産じょく期までのケア、新生児のケアに関する助産技術を習得できるようにする。また妊娠期から産じょく期までの同一事例を継続して受け持つ実習の導入を検討する。
- 妊産婦の安全を確保し、例えば正常分べん 10 例程度を確実に実習できるようにするために、診療所を含めた複数の実習施設を確保して実習環境の整備（宿泊場所の確保を含む）と実習指導体制の充実を図る。

Ⅲ 指定規則等の改正に向けて充実するべき教育内容の具体的な検討について

1. ワーキンググループの開催について

- これまでの議論の概要を踏まえた指定規則等の改正に向けて充実するべき教育内容等についての具体的な検討は、看護師教育、保健師教育、助産師教育のそれぞれについて各分野の専門家等からなるワーキンググループを設けて行うこととする。
- ワーキンググループで議論された内容については、本検討会に報告するものとし、本検討会ではその報告内容についてさらに検討を加え、最終的な改正案とする。
- ワーキンググループでは、前述の議論及び各教育課程で挙げられた課題とその対応を考慮したうえで、以下の方針に沿って検討を行う。

【方針】

- 様々な課題をできる限り早期に解決していく観点から、まずは現行の指定規則改正で可能な範囲での検討を委任する。（看護師教育3年、保健師教育6ヶ月、助産師教育6ヶ月の期間で教育できる範囲内の単位数と時間数の増加は可能。）
- 現行の教育年限で教育できる範囲の単位数及び時間数におさまらない内容については、必要な時間数も含め整理を行う。
- なお、目前の課題についてできるだけ早急に対応する必要性もあることから、ワーキンググループにおける検討結果は、早期の指定規則改正及び施行を目指して進めていくこととする。

2. 各教育のワーキンググループへの委任事項

- ワーキンググループでは、看護師教育、保健師教育、助産師教育それぞれについて、看護基礎教育における到達目標およびその評価方法の検討を行う。これと併せて、看護基礎教育における到達目標と卒後研修での到達目標との関係の整理を行う。
- 各ワーキンググループにおいては、現行の指定規則等の改正に向けて充実すべき教育内容等について、以下の事項を中心に検討を行う。なお、これらの事項はこれまでの本検討会の議論を整理したものであるが、これら以外にも課題解決のために必要な事項があれば検討の対象とする。

1) 看護師教育について

- 重要さが増していると考えられる教育内容について
 - ・ 看護を実践する上で生じる倫理的課題を患者の生命と人権を擁護する観点から調整し対処するための知識と態度（看護倫理）
 - ・ 患者や医療関係者等との信頼関係の構築や適切な医療・治療等が選択されるための支援に必要とされる知識と技術（コミュニケーション技術）
 - ・ 個々の患者に応じた薬物治療の目的と作用等の理解とともにその有効性と安全性を最大限に高めるための知識（臨床薬理）

- ・ 対象の身体的状態について診査し、看護判断をするための知識と技術（フィジカルアセスメント）
 - ・ 安全な医療を提供するための環境、人、物、情報等について調整するための知識と方法（医療安全）
 - ・ 看護を提供するための仕組みやマネジメント、リーダーシップ（看護管理）
 - ・ 災害に備え、災害直後から支援できる基本的知識（災害看護）
 - ・ 病院等施設から在宅へ移行するための医療機関等との連携、高齢者及びがん患者等の終末期ケアに関する知識と技術（在宅看護論）
- 看護技術の確実な習得について
 - ・ 習得する看護技術項目の精選と到達度の明確化
 - ・ 技術習得のための学内演習や臨地実習方法
 - 臨地実習の充実について
 - ・ 到達目標を達成するために必要な単位数・時間数
 - ・ 実習指導者の確実な配置と指導の体制づくり
 - ・ 実習の到達目標を達成するための医療機関との調整方法及び実習の運用方法

2) 保健師教育について

- 重要さが増していると考えられる教育内容について
 - ・ 生活習慣病予防等において保健指導に必要な個人・家族・集団の行動変容を促すための知識や技術
 - ・ 地域の実情や社会の状態を把握し、多様な資源を活用しながら保健活動を展開し地域住民の多様なニーズに応えるための知識や技術
 - ・ 集団に潜在する健康問題等を調査分析等により明確化し、施策化するための知識や技術
 - ・ 保健サービスの質を保証するためのマネジメントに関する知識や技術

- 保健指導等の技術の確実な習得について
 - ・ 習得する看護技術項目の精選と到達度の明確化
 - ・ 技術習得のための学内演習や臨地実習の方法等

- 臨地実習の充実について
 - ・ 個人・家族の予防機能の促進や、行動変容を促す技術を習得するために、同一対象を一定期間、継続して受け持ち支援する実習
 - ・ 一定地域を受け持ち、地域の診断に基づいて地区活動を計画・立案、実施、評価を行い、総合的な保健活動を展開する実習
 - ・ 管理的な立場からケアのための資源の管理や評価、開発等、地域ケアのマネジメントについて学ぶ実習
 - ・ 上記の実習を効果的に実施するために保健所又は市町村保健センターに加え、学校、事業所、医療・福祉施設等、多様な場での実習
 - ・ 実習指導体制の充実

3) 助産師教育について

- 重要さが増していると考えられる教育内容について
 - ・ 妊娠期の健康診査、分べん進行の判断、異常の早期発見と対応、母乳育児を支援する知識と技術等の教育内容の充実
 - ・ 助産所や産科病棟等の運営・管理を安全に行うための知識や技術、周産期の医療事故とその対策等に関する教育内容（医療安全）
 - ・ 性や生殖をめぐる生涯にわたる健康、思春期や更年期の指導やケアを行うための教育内容

- 助産技術の確実な習得について
 - ・ 習得する助産技術項目の精選と到達度の明確化
 - ・ 技術習得のための学内演習や臨地実習の方法等

○ 臨地実習の充実について

- ・ 妊娠期の診断から分べん期、産じょく期のケア及び新生児のケアを含む実習、また、妊娠期から産じょく期まで継続して事例を受け持つ実習の導入
- ・ 正常分べん介助 10 例程度を確実に実施するための産科診療所を含めた実習施設の確保、実習環境の整備・宿泊場所の確保、実習指導体制の充実

IV 指定規則等の改正にあわせて検討すべき事項について

- これまでの議論の概要を踏まえ、指定規則等の改正にあわせて引き続き検討が必要とされた課題は次の通りである。

1. 実習環境の整備・指導方法について

- 安全性の確保や患者の権利等の視点から、患者の同意を得にくい傾向にあるが、学生が心身への侵襲性の高い看護技術等についても経験できる方法等について検討する。
- また、分べん数の減少、小児入院患者の減少により、母性看護学実習や小児看護学実習は実習施設の確保が一層困難になってきていることから、それぞれの実習のあり方について検討する。
- 患者の安全を確保しながら、学生の実践能力を高める上で重要な実習指導担当者の育成とともに、実習指導者を専任で配置すること等について検討する。また、実習の受け入れ施設の指導体制についても検討する。

2. 教員の資質向上について

- 看護基礎教育と臨床現場の隔たりを少なくするために、教員自身も臨床現場との接点を多くするとともに、臨床実践能力を向上する方策について検討する。
- 教員の質の向上の観点から、看護の経験のある人が教育の専門家になるための教員の養成課程等、教育実践能力を獲得するための方策についても検討する。あわせて教員数について検討する。